

教育訓練給付金申請希望者の皆様

早稲田大学大学院教育学研究科

**(一般) 教育訓練給付金申請関係書類の発行手続について**

このたびは、早稲田大学大学院教育学研究科の教育訓練給付金支給対象講座を受講いただきありがとうございました。また、ここに無事修了されましたことをお慶び申し上げます。

教育訓練給付金の申請書類につきましては、下記の要領で申請に必要な書類の発行をいたしますので、**3月31日(月)**までに「教育訓練修了証明書・領収証等発行申込書」を事務所まで提出してください。

## 記

**1. 教育訓練給付金申請書類発行対象者**

早稲田大学大学院の設置する教育訓練給付金支給対象講座（一般教育訓練）を所定の期間内に修了された方

なお、雇用保険に係る受給資格について不明な場合には、下記配布書類③にて確認していただくか、ご本人の住所を所管する公共職業安定所(ハローワーク)に「教育訓練給付金支給要件照会票」(※)にてお問い合わせください。

※照会を希望される方には「照会票」を配布しますので、事務所までお申し出ください。

**2. 配布書類**

- (1) 「(一般) 教育訓練給付金申請関係書類の発行手続について」(本紙)
- (2) 「教育訓練修了証明書・領収証等発行申込書」
- (3) 「教育訓練給付の支給申請手続について」(加刷なりフレット)
- (4) 「教育訓練給付金支給申請書記載にあたっての注意事項」

**3. 手続書類の申し込み方法**

(2) 「教育訓練修了証明書・領収証等発行申込書」に必要事項を記入し、裏面に給付金の対象となる1年次の学費等納入の領収証(銀行振込時の半券2枚)をクリップ等で添付(糊付け不可)し、**3月31日(月)**までに教育に提出してください。なお、領収証(銀行振込時の半券2枚)を紛失した場合には、領収証等交付願欄も併せて記入して提出してください。

**4. 手続書類の交付と申請手続**

- ・以下の書類は、**申請から交付までに10日程度を要します**ので、必要な場合にはお早めに申請を行ってください。なお、3月17日(月)以前の交付はできません。
  - ・3月17日(月)より順次、交付の準備が整った方へ事務所からWasedaメールにてお知らせいたしますので、こまめなご確認をお願いいたします。
  - ・「教育訓練給付金支給申請書」
  - ・「教育訓練修了証明書」
  - ・「領収証等」
- ※これらの書類は再発行しませんのでご注意ください。

各自、③「教育訓練給付の支給申請手続について」④「教育訓練給付金支給申請書記載にあたっての注意事項」を熟読し、その他の必要書類と合わせて**住民票のある住所を所管する公共職業安定所(ハローワーク)に本人が直接出向き、申請手続**を行ってください。また、**申請の締切は、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内**となりますのでご注意ください。

以上

早稲田大学教育・総合科学学術院事務所 学務係 教育訓練給付金制度担当

●お問い合わせは大学院教育学研究科の「お問い合わせフォーム」よりお願いいたします。

<https://www.waseda.jp/fedu/gedu/contact/>